

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

令和5年度 低所得世帯等給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 低所得世帯等給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

津久見市が確認書（または申請書）を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

津久見市から確認書が届きます
(**11月30日(木)**までに返送してください)
※一部申請が必要な場合があります。
令和5年6月1日時点で津久見市に住民登録がある方へ確認書をお送りします。

給付金の申請手続き

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から津久見市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、津久見市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、津久見市に返信してください。

【確認事項】

記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか。



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に津久見市社会福祉課または各出張所の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



※令和5年1月2日以降に日本に入国し、課税権がない方は支給対象外となります。

「令和5年度低所得者子育て世帯生活支援特別給付金」の申請を受け付けます。詳細は右の二次元コードからご確認ください。
給付金の申請受付期限は「**令和6年2月29日(木)**」です。



【ひとり親世帯分】



【ひとり親世帯以外分】

問い合わせ

津久見市役所 社会福祉課 受付時間:平日9:00~17:00

☎0972-82-9547 / 「津久見市子育て世帯生活支援特別給付金」窓口は 0972-82-9519